

健全化判断比率・資金不足比率をお知らせします。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、毎年度の決算から「健全化判断比率」として4つの指標（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「負担比率」と「資金不足比率」）を算定し、公表しています。

この指標によって、地方公共団体の財政状況が判断でき、財政破たんを未然に防止し、早期に健全化に向けた対策を講じることが可能になります。

基準は、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の2つの段階に分かれています。

比率が「早期健全化基準」を超えると、財政健全化計画の策定を行い、自主的な改善努力をしなければなりません。さらに著しく悪化し、「財政再生基準」を超えると、国などの管理下で財政健全化が図られることとなります。

本町の令和3年度の決算から比率を算定したところ、全ての比率で基準を下回っておりますので、

町の財政は健全な状態であるということが分かります。

(単位：%)

①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
— (15.00) [20.00]	— (20.00) [30.00]	5.6 (25.0) [35.0]	— (350.0) [—]

特別会計の名称	⑤資金不足比率
簡易水道事業特別会計 ※	— (10.0) [20.0]

■①、②、④、⑤は黒字のため『—』表示しています。
()内は早期健全化基準比率、[]内は財政再生基準比率です。

※特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別に経理される会計を「公営企業会計」と言い、本町の場合は簡易水道事業のみが該当します。

①実質赤字比率

一般会計などの赤字の程度を指標化した比率をいいます。本町は実質黒字です。

②連結実質赤字比率

全会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化した比率をいいます。本町は全会計黒字です。

③実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金等(借金の返済額等)を指標化した比率をいいます。

本町の令和3年度の数値は5.6%です。

④将来負担比率

一般会計などの地方債(借入金)の償還額や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化した比率をいいます。

本町はマイナスとなっております。

⑤資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率をいいます。20%が公営企業ごとの経営健全化基準となっております。本町の簡易水道事業特別会計の資金の不足額はありません。